

上井草診療所 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：(03)5311-3484

担当：介護支援専門員(ケアマネジャー) 安達 亮則

2、上井草診療所指定居宅介護支援事業所の概要

(1)事業所番号及びサービス提供地域

| | |
|-----------|--------------------|
| 事業所名 | 上井草診療所指定居宅介護支援事業所 |
| 所在地 | 東京都杉並区今川3丁目30番10号 |
| 介護保険事業所番号 | 居宅介護支援(1371500842) |
| サービス提供地域 | 杉並区・練馬区 |

(2)事業所の職員体制(2024年4月1日現在)

| 職種 | 人数 | 主たる資格 | 人数 |
|-----------|------------------|-------|----|
| 管理者 | 1名(常勤) | 社会福祉士 | 1名 |
| 主任介護支援専門員 | 1名(常勤) | 介護福祉士 | 6名 |
| 介護支援専門員 | 4名(常勤) / 2名(非常勤) | 看護師 | 0名 |
| 事務員 | 1名(非常勤) | その他 | 0名 |

(3)事業所の営業日及び営業時間

| |
|-----------------------------------|
| 平日：8:50～17:20(月から金) 8:50～13:00(土) |
| 休業日：日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月4日) |
| 営業時間外緊急連絡先：070-7537-7002 |

3、居宅介護支援の申し込みから提供までの流れと主な内容

- ①区への申請
- ②要介護認定
- ③介護サービス計画(ケアプラン)作成
- ④サービスの利用

4、利用料金

(1)利用料

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納により法定代理受領が出来なくなった場合、一月あたり国の定めた法定料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、区市町村の窓口に出すことで、全額払い戻しを受けることができます。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

(3)解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、料金は一切かかりません。

5、サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずはお電話でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があればいつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの終了をさせていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所された場合
- ・6ヶ月以上サービスの利用がない場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合
- ・お客様が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

④その他

お客様やご家族の方などが当事業所や当事業所職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為や、ハラスメント行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6、当居宅介護支援事業所の特徴

(1)運営の方針

介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていくために、利用者の立場に立って適正な居宅介護支援を行います。

(2)居宅介護支援の実施概要等

- ・居宅サービス計画作成の支援
- ・お客様の解決すべき課題をご一緒に明確化します。
- ・指定居宅サービス事業者に関する情報の提供を公正中立に行います。
- ・お客様にサービスの選択をして頂き、居宅サービス計画の原案を作成します。尚、給付に関する管理をします。但し、担当介護支援専門員に相談なくご利用されたサービスについての責任は負いかねますのでご承知下さい。
- ・複数の事業所の紹介を求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・サービス計画に基づき、経過観察を行います。
- ・施設利用の場合は入所の支援をします。

- ・居宅サービス計画は、お客様のご希望や必要時変更致します。
- ・要介護認定の申請に関わる援助をします。

(3)サービス利用のためのポイント

| | | |
|------------|---|---|
| 介護支援専門員の変更 | 有 | 変更を希望される方はお申し出下さい。 尚、介護支援専門員の担当人数を定めているため、お受けできない場合又は変更をお願いする場合がございますので、ご了承ください。 |
| 課題把握の方法 | | 自社方式 |

7、虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：安達 亮則 電話(03)5311-3484

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針を整備しています。

(4)虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施しています。

・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

8、業務継続計画の策定等

(1)感染症に係る業務継続計画及び非常災害に係る業務継続計画を作成します。

(2)感染症及び非常災害に係る研修を定期的実施します。

(3)感染症や非常災害が発生した場合において計画の見直しや、迅速に行動できるよう、研修及び、訓練を定期的実施します。

9、衛生管理等

事業所は、感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10、緊急時・非常災害時・事故発生時の対応

サービス提供中に発生した緊急対応・非常災害・事故等については、決められた手順に沿って速やかに関係部署に連絡するとともに、お客様のご家族に連絡を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うこととします。

11、職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための規定の明確化等の必要な措置を講じます。

12、サービスに関する苦情

(1)事業所のお客様相談・苦情担当

担当: 安達 亮則 電話(03)5311-3484

(2)公共団体の窓口

国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理専用 電話(03)6238-0177

(3)その他

<杉並区>

杉並区役所保健福祉部介護保険課 相談調整担当 電話(03)3312-2111(代表)

<練馬区>

地域包括支援センター・同支所

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 電話(03)3993-1344

13、秘密保持について

介護支援専門員及びその他の従業者は、サービスを提供する上で知り得たお客様やご家族様に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も有効です。

法人の概要

名称・法人種別 東京西部保健生活協同組合

代表者役職・氏名 理事長 吉岡 尚志

本部所在地・電話番号 東京都杉並区和田2-22-2 ・ 03(3381)0877

定款の目的に定める事業

- 1、組合員の保健医療の向上ならびに福祉の増進を図る事業
- 2、組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 3、組合員の生活に有用な共同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- 4、組合員の生活改善及び文化の向上をはかる事業
- 5、前各号の事業に付帯する事業

上記重要事項について、交付、説明を行いました。

事業者名 上井草診療所指定居宅介護支援事業所

事業所番号 1371500842 東京都

住所 東京都杉並区今川3-30-10

代表者氏名 理事長 吉岡 尚志 印

説明者氏名 印

上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日

利用者氏名 印

(代理人氏名 印)